資料１

北海道教育推進会議条例

（設置）

第１条　北海道における教育の振興に関する施策の推進を図るため、教育委員会の附属機関として、北海道教育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第１項の点検及び評価について調査審議すること。

(2) 知事又は教育委員会の諮問に応じ、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第２項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定又は変更について調査審議すること。

２　推進会議は、教育の振興に関する施策の推進に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

（組織）

第３条　推進会議は、委員15人以内で組織する。

２　推進会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第４条　委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 教育に関する職務に従事する者

(3) 児童又は生徒の保護者

(4) 前３号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第５条　推進会議に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員が互選する。

３　会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　推進会議の会議は、会長が招集する。

２　推進会議は、委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門部会）

第７条　推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

２　専門部会は、推進会議から付託された事項について調査審議するものとする。

３　専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

４　専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

（会長への委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附　則

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日以後最初に任命される推進会議の委員の任期は、第４条第２項の規定にかかわらず、平成29年11月30日までとする。